

製品含有化学物質管理対応ガイドライン

第1.0版

2014年3月1日 制定

ニチュ三菱フォークリフト株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 方針	2
3. 適用範囲	2
3.1 適用法規	2
3.2 禁止物質	2
3.3 管理物質	2
4. 取引先様へのお願い事項.....	3
4.1 物質規制対応連絡先窓口の届出	3
4.2 物質規制管理体制の構築	3
4.3 禁止物質の不使用・非含有宣言書の提出	3
4.4 製品含有物質調査への協力.....	4
4.4.1 調査対象物質.....	4
4.4.2 調査回答方法.....	4
4.4.3 JAMP AIS 使用時の注意事項.....	4
4.4.4 JAMP AIS 以外のフォーマットでの情報伝達について	4
表1 対応法規一覧	5
表2 禁止物質リスト	5
表3 管理物質リスト	5
添付1 取引先様の物質規制対応連絡先窓口	6
添付2 禁止物質の不使用・非含有宣言書.....	7

1. はじめに

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(環境と開発に関する国際連合会議)において、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動指針となる「アジェンダ21」が採択されました。アジェンダ21の第19章(有害化学物質の環境上適切な管理)は、新規・既存を問わず、有害と考えられる化学物質による環境への悪影響を低減するためのさまざまな手段を提言しています。

それに続く2002年、南アフリカ・ヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)において、リオ宣言およびアジェンダ21における合意が再確認され、「既存物質を含む化学物質の生産ないし使用が人体および環境にもたらす悪影響を2020年までに最小化する」との目標が合意されました。

さらに、2006年には国際化学物質管理会議において国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ「SAICM」が合意されています。

一方、欧州では2007年からREACH規制が施行され、既存・新規化学物質の区別なく、すべての化学物質の製造・輸入事業者に登録の義務が課せられ、加えて、自動車、電子・電気機器等の成形品中の化学物質についても登録等が義務化され、欧州以外の諸外国においても化学物質の含有状況を把握するニーズが高まっています。

また、我が国でも、2011年4月から改正化審法の施行により、すべての化学物質について数量等の届出が義務付けられ、サプライチェーン全体を通じた化学物質管理が求められるようになりつつあります。

このような状況下、当社においても、「お取引先様から化学物質に関する情報を収集」し、「収集した情報を蓄積・集計」し、「お客様にそれらの情報を提供」していくことの必要性が高まりつつあることから、このたび、この「製品含有化学物質管理対応ガイドライン」を制定いたしました。

お客様に対し、必要に応じて化学物質の情報を提供するとともに、安全な製品を提供していくため、今後とも当社の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

2014年3月1日
ニチュ三菱フォークリフト株式会社
品質保証部

部長 山口 泰之

2. 方針

当社は製品に含有する化学物質を把握・管理するため、対応法規、禁止物質及び管理物質をこのガイドラインに定めます。

禁止物質については当社納入部品に混入がないよう、取引先様での管理をお願いするとともに、当社に対して非含有宣言書を提出していただきます。また禁止物質の分析結果の提出を取引先様に依頼する場合がありますので、ご対応をお願いします。

管理物質については、納入部品の含有物質調査をお願いした際には、必ず記入し、提出していただきますようお願い申し上げます。

3. 適用範囲

3.1 対応法規

当社が対応する法規を表1に示します。本表は随時改訂いたしますので、最新情報のご確認をお願いします。

3.2 禁止物質

当社が対応する法規を表2に示します。本表は随時改訂いたしますので、最新情報のご確認をお願いします。

3.3 管理物質

当社が対応する法規を表3に示します。本表は随時改訂いたしますので、最新情報のご確認をお願いします。

4. 取引先様へのお願い事項

取引先様には以下4点の実施をお願いします。

- ① 「取引先様の物質規制対応連絡先窓口」の届出(添付1)
- ② 取引先様の物質規制管理体制の構築
- ③ 「禁止物質の不使用・非含有宣言書」の提出(添付2)
- ④ 製品含有物質調査への協力

4.1 物質規制対応連絡先窓口の届出

当社からの連絡および製品含有物質調査の依頼先として、取引先様の連絡先窓口の届出をお願いします。なお、ご担当の変更等がございましたら速やかにご連絡をお願いします。

届出にあたっては本ガイドラインの添付1「取引先様の物質規制対応連絡先窓口」をご利用いただき、電子メールで下記までご送付をお願いします。

製品含有化学物質窓口 : reach_info@nmf.co.jp

4.2 物質規制管理体制の構築

当社で定めた対応法規について、取引先様の社内に禁止物質の非含有管理体制およびサプライチェーンを通じての物質調査体制の構築をお願いします。

また、取引先様の管理状態を確認するため、管理体制の監査を実施する場合がありますので、その場合はご対応をお願いします。

4.3 禁止物質の不使用・非含有宣言書の提出

当社が指定する禁止物質に対し、不使用・非含有宣言書の提出をお願いします。用紙は本ガイドラインの添付2「禁止物質の不使用・非含有宣言書」をご利用いただき、電子メールで下記までご送付をお願いします。

製品含有化学物質窓口 : reach_info@nmf.co.jp

禁止物質については法令の改定等により追加される場合があります。新たに追加された物質が当社への納入品に含有している場合は、すみやかに連絡していただくとともに、禁止が施行される前に代替化が終了するよう当社と協議の上、ご対応をお願いします。

また、必要に応じて分析結果の提出をご依頼することがありますので、その場合はご対応をお願いします。

4.4 製品含有物質調査への協力

当社は欧州REACH規制をはじめとする化学物質規制に対応するため、製品含有物質調査を実施いたします。

情報伝達手段としては、「アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)」が推奨する「AISフォーマット」を使用します。

4.4.1 調査対象物質

当社での調査対象物質は表2及び表3で規定する禁止物質と管理物質といたします。当社への納入品にこれらの物質が含有されている場合は、必ずご報告をお願いします。

また、禁止物質、管理物質ともに適宜見直しされますので、変更が生じた場合にはすみやかに変更後のデータの再送付をお願いします。

4.4.2 調査回答方法

- ① 当社から取引先様の調査窓口ご担当者様あてに電子メールで調査ファイルを送付します。
- ② JAMP AIS は JAMP の HP (<http://www.jamp-info.com>)より入手して下さい。
- ③ 回答記入後、ファイルは下記の専用窓口まで電子メールでご送付をお願いします。

製品含有化学物質サポートセンター : reach_data@nmf.co.jp

また、その他の製品含有化学物質関連の問い合わせは、下記までお願いします。

製品含有化学物質サポートセンター : reach_help@nmf.co.jp

4.4.3 JAMP AIS使用時の注意事項

1) 材料・調剤品・塗装等のフォーマットについて

材料・調剤品・塗装等の混合物(調剤)に対して JAMP では「MSDS plus」というフォーマットが用意されていますが、当社では材料・調剤品・塗装等においても揮発成分を除いた残留物を把握する必要があるため、必ず「AIS」による提出をお願いします。

2) 材料／調剤品／塗装等の密度記載について

材料・調剤品・塗装等の AIS を作成する場合、一般情報シートの「5.その他の情報」の中に「密度(g/cm³, g/mm³)」を必ず記入してください。

4.4.4 JAMP AIS以外のフォーマットでの情報伝達について

『現時点で含化学物質情報の管理をJAMP AIS以外のフォーマットで実施されており、JAMP AISへの変換が困難な場合』に限り、他のフォーマットでの情報伝達を一部、暫定的に受け付けますが、可能な限りJAMP AISでの情報伝達への変更をお願いします。

表1 対応法規一覧

対応法規	備考
欧州 REACH 規制	
欧州 RoHS 指令	
日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)	
日本 労働安全衛生法	
日本 毒物及び劇物取締法(以下、毒劇法)	

表2 禁止物質リスト

対応法規	禁止物質	備考
欧州 REACH 規制	制限物質(付属書XVII)	成形品に適用
欧州 REACH 規制	認可物質(付属書XIV)	物質、調剤に適用
日本 化審法	第一種特定化学物質	
日本 労働安全衛生法	製造等禁止物質	
日本 毒劇法	特定毒物	

表3 管理物質リスト

対応法規	管理物質	備考
欧州 REACH 規制	SVHC(認可候補物質)	成形品中に 0.1 重量%以上含有する場合、報告が必要
IMDS (International Material Data System)	GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)	自動車業界指定の管理物質リスト
欧州 RoHS 指令	(1)鉛 (2)水銀 (3)カドミウム (4)6 価クロム (5)ポリ臭化ビフェニル(PBB) (6)ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	カドミウムは 0.01 重量%、それ以外は 0.1 重量%を超える場合、報告が必要(除外用途を除く)
JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)	JAMP 管理リスト	

添付1

取引先様の物質規制対応連絡先窓口

作成日：

会社名		
取引先コード		
物質 管理 対応 窓口	部 署	
	氏 名	
	電 話	
	FAX	
	E-mail アドレス	

禁止物質の不使用・非含有宣言書

適用範囲

ニチュ三菱フォークリフト株式会社へ納入される製品・部品・材料・副資材等(以下購入品と総称)の取引に適用する。

私は、_____を代表して、当社がニチュ三菱フォークリフト株式会社に納入する購入品について「製品含有化学物質管理対応ガイドライン」における禁止物質は不使用・非含有(除外用途およびニチュ三菱フォークリフト株式会社が含有指定する購入品は除く)であることを宣言します。

会社名		
取引先コード		
物質 管理 責任 者	部 署	
	氏 名	
	電 話	
	FAX	
	E-mail アドレス	
	日 付	
	サイン または捺印	